

与謝野町の金融支援制度

項目	企業活性化支援利子補給金	信用保証料補助金
制度概要	町内事業者が設備投資を行った場合、支払われた利子の一部を補助	町内事業者が、京都府中小企業融資制度を受けるため、京都信用保証協会へ支払われた信用保証料の一部を補助
対 象 者	以下すべての要件に該当すること ・保証協会の保証対象業務を営む方 ・経営内容が明らかであること ・町内にある工場等へ設備投資を行った方 ・町税等の滞納がない方	以下すべての要件に該当すること ・町内に主たる事業所を有する方 ・町税等の滞納がない方
補助額等	・借入の日から起算して3年間に限る ・年あたり14万円を上限 ・借入金利から年1.0%を差し引いた年利率（延滞利子は対象外） ・1月1日から12月31日までに支払われた利子を翌年に交付	・1年度あたり14万円を上限 ・信用保証料の40%（借換資金分は対象外）
補助実績	H29:122件 7,362千円 H30: 74件 3,167千円 R01: 76件 2,270千円 R02: 53件 1,641千円 R03: 49件 1,279千円 R04: 35件 1,233千円 R05: 20件 867千円 R06: 13件 759千円	H29:59件 6,126千円 H30:78件 6,033千円 R01:62件 4,766千円 R02: 4件 304千円 R03: 8件 772千円 R04:27件 1,880千円 R05:10件 1,038千円 R06:28件 2,135千円 コロナ禍
補助率等 改正履歴	H20.4.1施行 H30.6.1改正 ・対象 0.5% ⇒ 1.0% ・上限 20万円 ⇒ 14万円	H18.3.1施行 H30.6.1改正 ・対象 50% ⇒ 40% ・上限 20万円 ⇒ 14万円

上記金融支援制度の他、創業や雇用拡大を応援する以下の制度を設けています。

令和7年度 産業振興補助金

制度名	概要
創 業 等 支 援 事 業	新たに商工業を開業する場合、100万円以上の設備投資等に対して、対象経費の1/4以内、50万円を上限に補助
商 業 活 性 化 支 援 事 業	町内の商店街団体等が行う設備投資・調査等に係る経費について、対象経費の1/3以内、500万円を上限に補助
リクルーティング強化事業	学生等を採用するために必要な活動経費の一部を補助 ●雇用支援：旅費・会場使用料等経費の1/3以内、20万円を上限に補助 ●インターンシップ支援：学生の5日以上を受け入れに係る交通費・宿泊費の1/2以内、5万円を上限に補助

※いずれのメニューも、消費税は対象外



（与謝野町産業振興WE Bサイト）

○与謝野町企業活性化支援利子補給金交付要綱

平成20年3月31日

告示第36号

改正 平成20年12月10日告示第95号

平成21年2月17日告示第11号

平成30年6月1日告示第32号

令和5年2月28日告示第12号

令和6年3月5日告示第9号

令和6年12月18日告示第86号

(趣旨)

第1条 この告示は、与謝野町補助金等の交付に関する規則（平成18年与謝野町規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、町内事業者の経営の安定と地域経済の活性化を図るため、設備整備資金に係る融資を受けた者に対し、予算の範囲内で利子補給金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(金融機関の協力)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、次の金融機関に対してその協力を得るものとする。

- (1) 株式会社 京都銀行
- (2) 京都北都信用金庫
- (3) 京都農業協同組合
- (4) 日本政策金融公庫
- (5) その他町長が認める金融機関

(町内事業者)

第3条 この告示において「町内事業者」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 次のいずれかに該当する者

ア 本町に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）又は小規模企業者（法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。以下同じ。）

イ 本町に住所登録がある個人事業主

ウ 与謝野町企業立地促進条例（平成１８年与謝野町条例第１６７号）第４条第２項の指定を受けた法人

(2) 次のいずれにも該当しない者

ア 法人税法（昭和４０年法律第３４号）別表第１に規定する公共法人

イ 政治団体

ウ 宗教上の組織又は団体

エ 暴力団員又は暴力団その他の反社会的勢力

オ 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

（交付対象事業者）

第４条 この告示による利子補給金の交付対象事業者は、次に掲げる要件に該当する町内事業者とする。

(1) 町内にある工場等に設備投資を行ったもの

(2) 京都信用保証協会の保証対象業種を営むもの

(3) 町税等（与謝野町税条例（平成１８年与謝野町条例第５７号）第３条に規定する町税並びに同条例第１９条に規定する延滞金及び同条例第２１条に規定する督促手数料をいう。）を滞納していない者

（対象設備の基準）

第５条 補助対象となる設備は、次に掲げるものとする。

(1) 経営安定に必要な機械の購入、設置又は改造

(2) 経営安定に必要なトラック（軽トラックを除く。）、トレーラー、タクシー、バス及び大型特殊自動車の購入

(3) 経営合理化のための工場又は店舗の新築及び増改築

(4) 前３号に掲げるもののほか、町長が適当と認める設備

（利子補給金の交付対象等）

第６条 利子補給金の交付対象は、この告示の日以降に第２条の金融機関からの独自の設備資金融資又は京都府の制度による設備資金融資を受け、これに対して支払った利子額（延滞利子を除く。）とする。

２ 利子補給期間、利子補給限度額及び利子補給率は、次のとおりとする。

(1) 利子補給期間 借り入れの日から起算して３年間

(2) 利子補給限度額 年あたり１４万円

(3) 利子補給率 申請者の借入金利から年１．０％を差し引いた年利率

3 利子補給金は、1月1日から12月31日までに支払った利子について、翌年に交付するものとする。借入資金の返済が完了した場合も同様とする。

(利子補給金の交付申請)

第7条 規則第5条の規定による申請は、企業活性化支援利子補給金交付申請書（様式第1号）に金融機関の発行する利子徴収額証明書（様式第2号）その他町が必要と認める書類を添付し、補助対象となる利子を支払った翌年の3月31日までに町長に提出することにより行う。

2 前項に定める期限を経過して申請書が提出されたものにあつては、利子補給金を交付しない。

(利子補給金の交付決定通知)

第8条 規則第7条の規定による決定の通知は、企業活性化支援利子補給金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月10日告示第95号）

この告示は、平成20年12月10日から施行する。

附 則（平成21年2月17日告示第11号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月1日告示第32号）

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日告示第12号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月5日告示第9号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月18日告示第86号）

この告示は、令和7年1月1日から施行する。

○与謝野町信用保証料補助金交付要綱

平成18年3月1日

告示第104号

改正 平成19年4月1日告示第47号

平成21年6月1日告示第78号

平成22年6月24日告示第45号

平成23年7月4日告示第54号

平成26年3月31日告示第15号

平成30年6月1日告示第33号

令和6年3月13日告示第14号

(趣旨)

第1条 この告示は、与謝野町補助金等の交付に関する規則（平成18年与謝野町規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、町内の商工業者が事業資金の融資を受けるために必要な資金を京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を得て借り入れた場合の保証料に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「事業資金」とは、京都府中小企業融資制度による借入金をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、事業資金の融資を受けて保証協会に保証料（借換資金に相当する保証料を除く。）を支払った者とし、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「事業者」という。）とする。

- (1) 町内に6箇月以上居住している者
- (2) 町内に主たる事業所を有する者
- (3) 町税等の滞納がない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、事業資金の融資を受けた者が保証協会に支払った保証料の額に40パーセントを乗じた額とする。

(補助金の限度額)

第5条 前条の補助金の限度額は、1事業者当たり借受日を基準日として、1年度につき14万円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、信用保証料補助金交付申請書（様式第1号）により、融資を受けた日から1年以内に町長に申請するものとする。

(交付決定及び交付)

第7条 町長は、前条の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、補助金交付の適否を決定し、信用保証料補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するとともに申請者に補助金を交付する。

(補助金の返還)

第8条 補助金の交付を受けた者が、その事業資金の繰上償還をしたこと等によって保証料の還付を受けたときは、その還付を受けた額のうち、補助金に相当する額を町に返還しなければならない。ただし、事業資金の借換えに伴い、繰上償還による保証料の還付を受けたときは、この限りでない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の加悦町企業経営支援特別融資及び利子補給金、保証料補給金交付要綱（平成4年加悦町告示第34—1号）、加悦町商工業振興資金融資要綱（昭和47年加悦町告示第40号）、加悦町商工業振興資金融資要綱にかかる保証料補給金交付規程（昭和47年加悦町告示第41号）、岩滝町不況対策緊急支援融資制度による保証料補給金交付規程（平成12年岩滝町告示第23号）又は野田川町信用保証料補助金交付要綱（昭和47年野田川町告示第19号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成23年度における事業資金の特例)

3 平成23年度における事業資金の定義については、第2条の規定にかかわらず、同条中「及び「あんしん借換融資」」とあるのは、「、「あんしん借換融資」及び「東日本大震災緊急融資」」とする。

(平成26年度における補助金の額及び限度額の特例)

- 4 平成26年度に実行された融資に係る補助金交付対象者に対する補助金の額は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に10分の5を乗じて得た額(この額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則(平成19年4月1日告示第47号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月1日告示第78号)

この告示は、平成21年6月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年6月24日告示第45号)

この告示は、平成22年6月24日から施行する。

附 則(平成23年7月4日告示第54号)

この告示は、平成23年7月4日から施行し、平成23年6月1日から適用する。

附 則(平成26年3月31日告示第15号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月1日告示第33号)

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

附 則(令和6年3月13日告示第14号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

令和7年度与謝野町産業振興補助金のご案内

与謝野町では、創業や雇用拡大を応援する制度を設けています。

いずれの制度も、事前審査が必要です。支援を受けようと思われる方は、着手される前に産業観光課(43-9012)へ申請をお願いします。

なお、申請書等については、与謝野町産業振興WEBサイトからダウンロードできます。(2ページ目QRコード参照)

令和4年度まで設けていました販路拡大、デジタル技術活用等のメニューにつきましては、与謝野町商工会へお尋ねください。

〔発行月〕令和7年4月



電子申請(QRコード)

事業期間

交付決定日～令和8年2月27日(金)

01 創業等支援事業

創業の設備等に係る経費の一部を補助します。

概 要		補助対象経費	補助金額	
創業	新たに商工業を開業する場合、経費の一部を補助します	設備等に 係る費用	100万円以上 の投資に対して 対象経費の1/4 以内 (上限50万円) ※消費税は対 象外	町内事業者発注か つ町内在住者1名以 上を雇用した場合、 100万円以上の投 資に対して対象経 費の1/3以内 (上限150万円)

● 申請条件等／① 事業所等は町内に設けていただく必要があります。② 申請される法人または個人事業主は町内に住所を有する方に限ります。③ 補助金の交付は開業年度に限ります。

● 申請受付／令和7年12月19日(金)まで

02 商業活性化支援事業

概 要	補助対象経費	補助金額
地域の特色を生かした魅力ある商店街づくりを推進するため、町内の商店街団体等が行う事業に要する経費の一部を補助します。	補助対象経費／設備・調査に係る経費等 ● 具体例／商店街等における街路灯・案内看板等の整備、共同利用施設の整備、地域のネットワーク構築に係る調査研究 ※店舗等賃借料の補助対象は、1ヵ月20万円で6ヵ月を上限とします。 ※国又は京都府の補助金を町が受ける場合は、その金額を上積みします。	補助金額／対象経費の1/3以内 (上限500万円) ※消費税は対象外

● 申請受付／令和7年12月19日(金)まで

03 リクルーティング強化事業

町内在住者や都市部の学生等を採用するために必要な活動経費の一部を補助します。

概 要	補助対象経費		補助金額
自社の雇用拡大を目的とした採用活動に要する経費の一部を補助します	雇用支援	旅費、会場使用料、広告宣伝費、展示物制作委託料、運搬料、WEB制作委託料など	対象経費の1/3 以内 (上限20万円) ※消費税は対象外
	インターンシップ支援	インターンシップの学生(大学、短期大学、大学院、及び高等専門学校)の5日以上を受入に係る交通費、宿泊費	対象経費の1/2 以内 (上限5万円) ※消費税は対象外

●申請受付／令和7年12月19日(金)まで

産業振興補助金については、交付要件の一つに「町税の滞納がないこと」を要件としております。
令和7年度産業振興事業費補助金等の申請時には、「町税等の納付状況確認同意書」の提出をお願いします。

令和7年度与謝野町金融補助金のご案内

01 企業活性化支援利子補給金

次に該当する商工業者(中小企業者)が設備投資を行った場合、支払われた利子額の一部を補助します。

●対象者／① 保証協会の保証対象業種を営む方② 経営内容が明らかであること ③ 町内事業者の方で、町内にある工場等へ設備投資を行った方 ④ 町税等の滞納がない方(すべての要件に該当することが必要です)

●対象設備の基準／① 経営安定に必要な機械の購入、設置または改造 ② 経営合理化のための工場または店舗の増改築 ※R6.4以降に営業車両を購入・改造された場合は対象外

●利子補給の対象となる融資／① 金融機関からの独自の設備資金融資を受けた場合 ② 京都府の制度融資を利用して設備資金融資を受けた場合

●利子補給期間／借入の日から起算して3年間(36ヶ月)

●利子補給額／年当たり上限14万円(1月1日から12月31日までに支払った利子について、翌年に交付します)

●利子補給率／借入利率の1.0%を上回る部分を利子補給します(実質金利1.0%。延滞利子は補給対象外)

●申請時期／「広報よさの」等でお知らせします。
※2年目以降の事業者には、年末に申請勧奨します。

02 信用保証料補助金

商工業者が、次の京都府中小企業融資制度を受けするため、京都信用保証協会へ支払われた信用保証料の一部を補助します。

●保証料補助の対象となる融資／京都府中小企業融資制度

●対象者／① 町内事業者の方③ 町税等の滞納がない方(すべての要件に該当することが必要です)

●保証料補助額／1事業者当たり借受日を基準日として、1年度につき上限14万円

●補助率／信用保証料の40%(借換資金に相当する保証料は除きます。)



(与謝野町産業振興WEBサイト)

[お問い合わせ] 与謝野町 産業観光課 TEL.0772-43-9012(直通)

北部5市の支援制度一覧

市 名	福知山市	舞鶴市	綾部市	宮津市	京丹後市
利子補給 制度概要	設備強化利子補給金	※制度無し	中小企業振興利子補給金	利子補給金	①新型コロナウイルス感染症対策利子補給 ②無利子・無担保融資対応利子補給金 ③経営力工場企業支援利子補給金
	設備強化（導入）のため、返済期間12ヶ月以上融資（200万円～1,250万円）について、6ヶ月分の利息を交付（上限10万円） ■R6実績:20件程度		京都府中小企業融資制度を利用した事業資金の融資について、融資額1,000万円を限度に、1.0%分を取扱金融機関へ補給（上限10万円） ■R6実績:22件	京都府中小企業融資制度のうち創業資金と温泉設備資金及び株式会社日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金を利用し条件を満たす場合、利子補給金を交付 《創業等支援資金利子補給金》 京都府産業活力推進融資を受けた方で、運転資金は500万円以内、設備資金は3,000万円以内まで、融資から3年以内に限り、0.2%以内を交付（上限6万円） ■近年実績なし 《温泉施設整備資金利子補給金》 温泉浴場の新設等設備投資について、旅館業者は3,000万円以内、事業協同組合は5,000万円以内まで、融資から3年以内に限り、融資利率の1/2又は融資利率から1%を差し引いた利率分を交付（上限なし） ■近年実績なし 《小規模事業者経営改善資金利子補給金》 政策金融公庫小規模事業者経営資金融資制度の融資から5年以内に限り、融資利率の1/2又は融資利率から1%を差し引いた利率分を交付（上限なし） ■R6実績:24件（8万円）	①コロナ対策としてR2.1.29～R5.3.31に融資を受けた1億1千万円までの融資について、6年間に限り、借入れ利率の0.46%～0.23%分を交付（上限100万円） ■R6実績:約200件 ②コロナ対策として実質無利子・無担保融資を受けた事業者に対し1億1千万円までの融資について、3年間に限り、借入れ利率の0.23%分を交付（上限100万円） ■R6実績:約200件 ③経営力向上計画に基づく設備投資に係る融資について、5年間に限り、借入れ利率の0.1%分を交付（上限20万円） ■R6実績:約10件
保証料補助 制度概要	※制度無し	中小企業資金融資制度	※制度無し	※制度無し	信用保証料補助
		舞鶴市中小企業融資制度で運転資金及び設備資金の融資を受けた場合、信用保証料の1/2を市が負担（上限なし） ■R6実績:30件程度			京都府中小企業融資制度又は京丹後市商工業振興融資制度を利用して事業資金を借り入れた場合、40万円を限度に借入額に応じた補助金を交付（※借入額100万円～、保証料補助率80%～30%）※借換は除く ■R6実績:110件程度

その他 支援制度		中小企業資金融資制度			商工業振興融資制度
	起業家支援事業補助金		創業サポート奨励金	創業等支援事業補助金	創業支援補助
	起業おうえん事業助成金		チャレンジショップ支援事業費補助金		商工業支援補助
	自社ECサイト構築支援事業補助金	中小企業デジタルツール導入支援事業補助金		D X 対応支援補助金	
					エネルギー価格高騰対策支援給付金
		副業・兼業人材活用支援事業補助金			はたらく女性活躍応援事業補助金